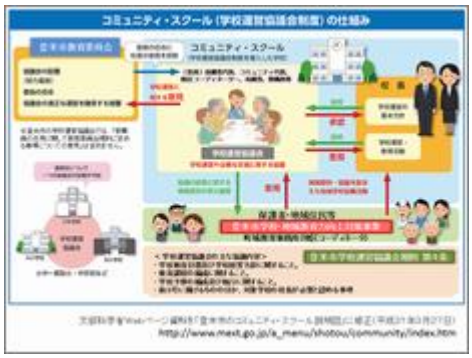
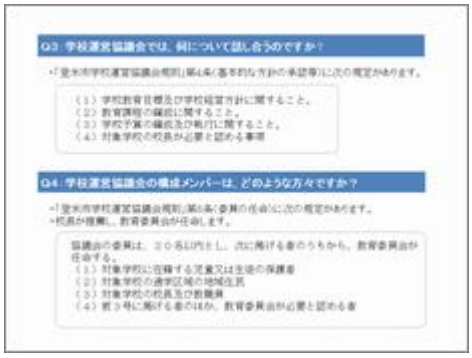
登米市のコミュニティ・スクール　パンフレットの説明　　**（平成３１年４月１８日）**

	・登米市では，平成２６年度から市内の小中学校において，指定校方式で順次学校運営協議会を設置して参りました。 ・平成３１年度には，全ての小中学校に設置されることとなり，市内全域でのコミュニティ・スクール制度が開始されました。
	・コミュニティ・スクールは，「学校がよくなれば地域がよくなり，地域がよくなれば学校がよくなる」というキャッチフレーズのとおり，これまでの学校評議員会制度でめざしてきた「地域に開かれた学校」を一歩進めて，「地域とともにある学校」を目指す制度と言えます。
	・コミュニティ・スクールの仕組みの図をご覧ください。校長が推薦し，教育委員会が委嘱した委員により，学校運営の基本方針や教育活動について熟議が行われます。 ・登米市で進めている学校地域教育力向上対策事業やコミュニティとの連携・協力体制を強化して学校教育を充実させていきます。
	・「登米市学校地域教育力向上対策事業」は，平成２３年度から登米市独自に行っている生涯学習課主管の事業です。 ・地区コーディネータが各支所の市民課に配置されて，学校からの依頼を受けてボランティア登録者と連絡調整を行いながら，学校にボランティアを派遣します。

	・質問が多い事項について，Q&A にて説明します。 コミュニティ・スクールの目的は，学校運営に地域の声を積極的に生かし，地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることを目指すものです。 ・CS になると何が変わるかについては，各学校の教育課題の解決を目指して、保護者をはじめ地区内の学校間や関係機関との連携体制を強化して取り組まれることが期待されます。
	・学校運営協議会で話し合われる議題は， １．学校教育目標及び学校経営方針に関すること ２．教育課程の編成に関すること ３．学校予算の編成及び執行に関すること ４．対象学校の校長が必要と認める事項　です。 ・構成メンバーについては， １．対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 ２．対象学校の通学区域の地域住民 ３．対象学校の校長及び教職員 ４．前３号に掲げる者のほか，教育委員会が必要と認める者で、２０名以内の委員です。
	・写真で学校運営協議会の様子をご覧ください。 ・左は，米山中学校の学校運営協議会です。小学校３校の校長・保護者代表，コミュニティ代表，公民館長と，市民課長・地区コーディネータ，子ども会育成会，スポーツクラブ代表，幼稚園長・保育園長の２０名による話し合いです。 ・右は，豊里小・中学校の学校運営協議会の様子です。 文字通り，地域とともにある学校づくりを実現するための話し合いが展開されています。
	・次に登米市学校・地域教育力向上対策事業についてです。 ・市内９箇所ある各支所教育事務所の地区コーディネータが，学校とボランティアをつなぎ，様々な教育活動を支援しています。 ・写真は，北方小の登校時の安全見守り，石森小の放課後学習「スキルタイム」の支援，中津山小学校の「図書室探検隊」の皆さんの整備作業，新田小中学校のキャリアセミナーです。 ・平成３０年度の主な活動内容は，登下校安全確保 19,119 人，学習活動支援 2,355 人，環境整備・清掃 1,047 人などです。